

2019年4月から

育児休業中の保険料免除制度がはじまります

支援金制度から保険料免除制度へ移行します！

- 女性組合員^{*}の育児休業期間中の保険料が免除されます。
※事業主、役員、一人親方として加入されている方は対象になりません。
- 子の1歳の誕生日（最長1歳6カ月^{*}）まで免除されます。
※特別な事情がある場合

● 対象者

事業所に雇用されている方、外注としての手間請けの方（保険料区分が第3・4・5・6・7種）の女性組合員で、2018年5月1日生まれ以降^{*}のお子様について育児休業中の方

（育児休業終了（予定）日が2019年4月30日以降の方）

※下記の特別な事情がある方は2017年11月1日生まれ以降のお子様

【特別な事情】保育所に入所できない場合または子の養育を行っている組合員の配偶者のやむを得ない事情により養育が困難と国保組合が認めた場合
（別に申請が必要です）

● 保険料免除期間

国保組合に組合員として加入してから1年経過後の1歳未満（特別な事情がある場合は1歳6カ月に達するまで）の子を療育するための育児休業期間のうち、育児休業開始月から終了(予定)日の翌日の属する月の前月まで

● 申請時期

育児休業期間中に申請してください。

*2019年4月1日から受付を開始します。

● 申請方法

【提出先】

所属の支部

【必要書類】

- 育児休業保険料免除申請書
- 休業証明(就業実態によって異なります)

申請に関する注意事項があります。裏面をご覧ください。

注意

制度の移行期は出産日(子の誕生日)によって申請方法が異なります

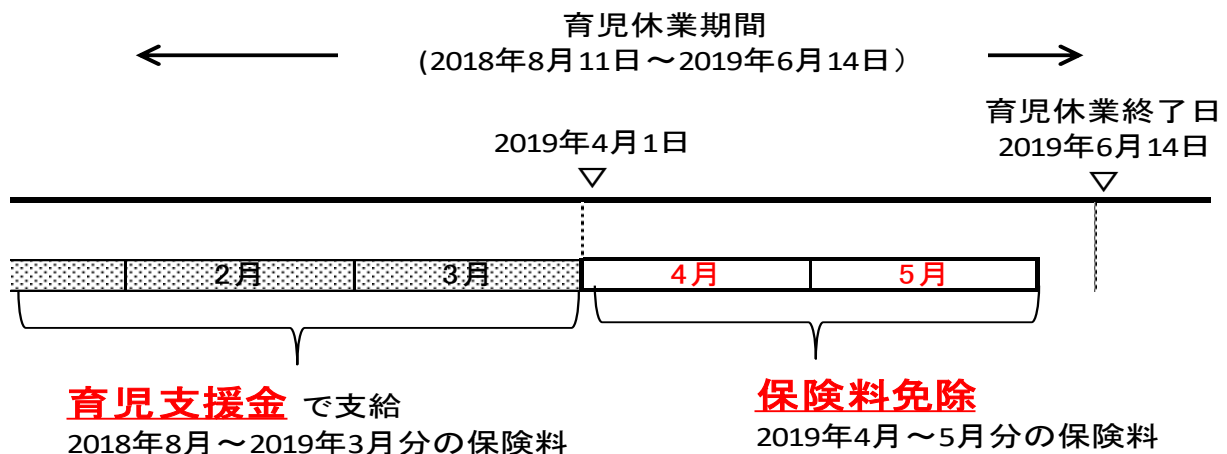
※2019年3月以前分は育児支援金の申請となります。

子の誕生日	保険料免除	育児支援金
2018年4月30日以前	対象外	○
2018年5月1日から2019年2月2日	○	○
2019年2月3日以降	○	対象外

◇ 太枠内の方は、育児支援金、育児休業保険料免除の両方の申請が必要です。

【例】

【子の誕生日が2018年6月15日の場合】



⇒ 2019年3月分までの保険料は育児支援金として保険料相当額をお支払します。4月分以降は保険料免除となります。このため、育児支援金と育児休業保険料免除のそれぞれの申請が必要になります。

ご不明な点は、

所属支部または東京土建国保資格課(03-5348-2988)までお問合せください。